

東京海洋大学海洋生命科学部における他の大学の公開授業科目の履修に関する取扱要領

平成16年4月1日
海洋大規第136-2号

改正 平成29年2月20日 海洋大規第 59号

- 第1 この要領は、東京海洋大学学則第34条の規定に基づき、海洋生命科学部における他の大学の開講する公開授業科目（以下「公開科目」という。）の履修の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。
- 第2 この要領でいう公開科目とは、他の大学が公開して履修学生の募集を行っている授業科目をいう。
- 第3 他の大学から公開科目の特別聴講の募集があったときは、学部長は、学生に対し当該公開科目の開講通知を掲示するものとする。
- 第4 当該公開科目を履修しようとする学生は、所定の様式による推薦依頼書に特別聴講学生願書を添えて学部長に願出するものとする。
- 第5 学部長は、前項の願出に基づき、当該大学に特別聴講学生願書及び推薦書等を提出するものとする。
- 第6 学部長は、当該大学から履修結果の通知があった公開科目の単位認定について、海洋生命科学部教務委員会に諮るものとし、その単位認定については他学部・他学科等開講科目とする。
- 第7 海洋生命科学部教務委員会において、当該公開科目の単位が認定されたときは、その授業科目及び単位については、本学学業成績証明書に記載し、評価欄に「認」の表示をするものとする。
- 第8 他の大学が開講する公開科目は、当該大学による授業科目の開講通知書及び本学学部長の推薦書の提出をもって、大学間協議があったものとする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成29年海洋大規第59号）

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日に在学する学生及び平成29年4月1日以降に海洋科学部に編入学又は再入学する学生にあつては、なお従前の例による。